

認定個人情報保護団体の認定について

平成 30 年5月 31 日に公益社団法人日本通信販売協会(JADMA)から個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 47 条第2項に規定する認定個人情報保護団体の認定に係る申請がなされた。

同申請について、認定個人情報保護団体の認定等に係る指針(平成 29 年個人情報保護委員会告示第7号)に基づき審査した結果、法第 49 条各号のいずれにも適合すると認められるため、下記のとおり認定する。

記

1 申請団体の概要

(1) 名称

公益社団法人 日本通信販売協会

(2) 所在地

東京都中央区日本橋小舟町3-2 リブラビル2階

(3) 代表者

会長 阿部 嘉文

(4) 団体の目的

通信販売に係る商業倫理の確立等を通じて、その取引を公正にし、並びに購入者及び役務の提供を受ける者の利益を保護するとともに、通信販売の事業の健全な発展に資することにより、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(5) 会員数(平成 30 年5月 31 日現在)

正会員 464 社

(6) 対象事業者(申請時点で同意している者)

62 社

2 認定通知文書 (別添1)

申請団体に対し、法第 47 条第1項の規定に基づき認定する旨を通知する。

3 登録免許税納付通知書 (別添2)

申請団体に対し、登録免許税法(昭和 42 年法律第 35 号)第2条に基づき認定個人情報保護団体に課される登録免許税について、同法第 24 条第2項に基づき納付の期限及び書類を定め、通知する。

4 公示文書（別添3）

法第47条第3項に基づき、認定をした旨を官報で公示する。

(案)

番 号
日 付

公益社団法人 日本通信販売協会
会長 阿部 嘉文 殿

個人情報保護委員会委員長 堀部 政男 印

認定個人情報保護団体の認定について

平成30年5月31日付で申請があった上記の件については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第47条第1項の規定に基づき認定する。

別添2

(案)

番 号
日 付

登録免許税納付通知書

公益社団法人 日本通信販売協会
会長 阿部 嘉文 殿

個人情報保護委員会委員長 堀部 政男 印

このたび、貴団体を個人情報の保護に関する法律第47条第1項の規定に基づき、認定個人情報保護団体に認定をしたので、登録免許税法第2条、第3条及び第24条第1項の規定に基づき、下記のとおり登録免許税を納付期限までに納付し、領収証書を別添「登録免許税領収証書届出書」に貼付し、当委員会に提出してください。

なお、納付期限を経過した場合は、国税通則法第60条第1項の規定により延滞税が加算されます。

記

- 1 登録免許税の額 9万円
- 2 納付すべき場所 日本銀行（本店・支店・代理店・歳入代理店（郵便局を含む））
又は麴町税務署
- 3 納付期限 平成30年8月3日
（登録免許税領収証書届出書提出期限）

(案)

○個人情報保護委員会告示第 号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第四十七条第一項の規定に基づき、次の団体を認定個人情報保護団体として認定したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年 月 日

個人情報保護委員会委員長 堀部 政男

一 団体の名称及び住所

公益社団法人 日本通信販売協会

東京都中央区日本橋小舟町三番二号 リブラビル二階

二 認定を受けた日

平成三十年 月 日